

埋立て等を計画している皆様へ（ご案内）

令和5年6月1日から、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の改正に伴い、那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例において許可不要となっても、県に届出が必要な場合があります。

●許可又は届出のフロー

埋立て等区域の面積は3,000㎡以上ですか？

※埋立て等区域の面積は、実際に埋立て等を行う区域の面積をいい、保安区域、進入道路や現場事務所等は含みません

はい

県の許可が必要です  
※県廃棄物規制課へお問い合わせください

いいえ

市条例の適用除外に該当しますか？

はい

県条例の適用除外に該当しますか？

いいえ

市の許可が必要です  
※市環境課にお問い合わせください。

いいえ

県へ届出が必要です  
※県廃棄物規制課へお問い合わせください

はい

埋立て等の規制に関する条例に基づく手続きは不要です

市条例と県条例の両方の許可適用除外に該当する場合  
(裏面参照)

市条例の許可適用除外に該当するが、  
県条例の許可適用除外規定に該当しない場合  
(裏面参照)

## 県への届出が必要となる可能性のある場合

下記の市条例や市条例施行規則の許可適用除外規定のうち黄色の網掛けについては、これに相当する適用除外規定が茨城県の条例にない条文です。

### 市条例の適用除外条文 (市条例第6条 抜粋)

- (1) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土地の埋立て等であって、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて実施する土地の埋立て等
- (2) 国、地方公共団体その他規則で定めるものを行う土地の埋立て等
- (3) 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等であって、規則で定めるもの
- (4) 自らの住居又は使用の用に供する建築物の建築を行うものであって、建築許可及び建築確認を受けて行う1,000㎡未満の土地の埋立て等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等

### 市条例施行規則の適用除外条文 (市条例施行規則第6条 抜粋)

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等
- (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土地の埋立て等
- (3) 土砂等を発生させる者が請負った工事において発生した土砂等を自ら利用するために行う一時的な土砂等の堆積であって、埋立て等区域の面積が500㎡未満のもの
- (4) 宅地の分譲又は集合住宅等の建築を目的に良質土等を用いて行う土地の埋立て等であって、その平均的な高さがおおむね50cm未満のもの
- (5) 宅地内において、当該宅地に居住する者が、庭の造成又は管理のために行うもの
- (6) 農地を改良するための客土を行う事業で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
  - ア 農地の埋立て等に関する農地法上の取扱いについて（平成3年農管第600号農地部長通知）第3第2項の規定による同意を得た農地改良協議に際し用いることとした土砂のみを用いて行うこと。
  - イ 事業区域の面積が1,000㎡未満であること。

黄色の網掛けの規定に該当する場合は、県条例の許可適用除外とならない場合がありますので、県廃棄物規制課にお問い合わせください。